

横浜市教育委員会  
定例会会議録

- 1 日 時 平成29年2月3日（金）午後2時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席者 岡田教育長 今田委員 間野委員 西川委員 長島委員 宮内委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

# 教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

平成 29 年 2 月 3 日（金）午後 2 時 00 分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

3 審議案件

教委第 70 号議案 横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

教委第 71 号議案 横浜市立小学校における授業中の負傷事故に係る損害賠償額の  
決定に関する意見の申出について

4 その他

[開会時刻：午後2時00分]

岡田教育長

それでは、ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。  
はじめに、会議録の承認を行います。1月6日の会議録の署名者は西川委員と長島委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、前回1月23日の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長より一般報告を行います。

小林教育次長

### 【一般報告】

#### 1 市会関係

○2/1 本会議（第1日）会期決定

教育次長の小林です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、2月1日に本会議、第1日目が開催され、会期の決定が行われました。

#### 2 市教委関係

##### (1) 主な会議等

○1/24 平成28年度第2回指定都市教育委員・教育長協議会

○1/17～ 第59回 横浜市立小中学校・義務教育学校 個別支援学級・特別支援学校合同学芸会・合同学習発表会

○1/27 スクールミーティング

次に、市教委関係の主な会議等でございますが、1月24日に、平成28年度第2回指定都市教育委員・教育長協議会が、東京都の都市センターホテルで開催され、今田委員と宮内委員が出席いたしました。議題は、「平成29年度文教予算に対する要望活動等の報告について」ほかです。

また、1月17日から開催されております、横浜市立小中学校・義務教育学校個別支援学級・特別支援学校合同学芸会・合同学習発表会に、1月25日に西川委員が、1月26日には長島委員がそれぞれ出席しております。

1月27日には、スクールミーティングが開催されました。こちらは教育委員が学校現場を訪問し、授業等、教育活動の視察を行うというものです。今回は、間野委員、西川委員、長島委員、宮内委員が共進中学校を訪問いたしました。内容としましては、道徳の授業やハマ弁の視察、また通級指導教室の現状等、学校経営全般について、意見交換を行いました。

私からの報告は以上でございます。

岡田教育長

報告が終了いたしました。御質問等がございましたらお願いいたします。

西川委員

1月25日に小中学校、義務教育学校を含めた合同学芸会に参加させていただいたのですが、私が参加したときは西公会堂で、中学校でした。その中でとてもほほえましい風景とか、すばらしい先生方の御指導があるのだなととてもうれしく感じたことがありました。それは、ある中学校で器楽の演奏をしたのですが、その中でとても秀でたお嬢さんがいらっしやいました。その子は仲間をリードするという姿がとても良かったと思っています。

また、違う学校ではダブルダッチというのでしょうか、縄跳びですね。そのときに入れないお嬢さんがいたときに、後ろから男の子がぼんと背中を押してあげていました。何回もやるのですが、必ず押してくれるという姿を見て、とても仲良くできていることをうれしく思いました。

また、情報機材を活用し、ステージをうまく使って子供たちに分かりやすいような、楽しい映像を見せていただいたことも良かったと思っております。感謝しております。ありがとうございました。

長島委員

私も西川さんと同じで、西公会堂にて特別支援学校やその関係の生徒の発表を拝見しました。発達の段階が違ったり、それから個性がそれぞれある中で、毎年子供たちは学年を追って、3学年の中で卒業し、また入学するということで、毎年教職員の対応が違ってくるところ、本当に毎年しっかりとその子供たちの状況を見極めて指導されている姿には感謝を申し上げるとともに、また教員同士があいいうところで発表し合うものを見合って、より次年度に対応できる、適応する学習計画を立てられるというところで、一堂に集めた公会堂での発表には意義があると思っています。継続していただけることを願っています。

岡田教育長

ありがとうございます。スクールミーティングは、私は残念ながら参加できなかったのですが、いかがでしたか。

長島委員

スクールミーティングは、通級指導など、特にここは耳の対応、言葉の通級指導を一生懸命行っておられる先生がいらっしやいました。積極的に通級の先生になろうとか、そのための勉強をしようという方がいらっしやるということは、ある意味横浜としての誇りでもあると思いました。けれども、まだまだ人も足りず、行政で言えばサービスになってしまうのですが、そういう教育を受けられる機会を子供たちにたくさん増やしていくために、その場所であるとか、予算であるとか、人的配置であるとかというものを私たちが積極的にもっと働きかけて、より良い教育につながるようにしていかなければと改めて思ったところです。

岡田教育長

ありがとうございます。

宮内委員

ハンディキャップを持った子とそうでない生徒と両方、いろいろな境遇にある人を指導する立場にある先生方は、成長、進化する大変な機会を得ておられると私は思います。また、実際にお話しした何人かの先生方もそれを意気を感じていらっしやる。人材育成という観点からも、こういう場を意識的に活用していくべきではないかと思いました。

それと、共進中学校というのは、過去にいろいろな事件があった学校ではありますが、先生方が各フロアで休み時間にずっと座っていらして、生徒に語りかけるとか、寒々としたところでよくぞあそこまで頑張っているなど、私も非常に深く感銘を受けました。

岡田教育長	ありがとうございます。
間野委員	<p>道徳の授業も見てきました。ある認知症のおばあさんがいる家庭を教材として、それを読んでそれぞれの場面でのどのように人は感じたのか、自分は感じたのかということメモにするという、そういう授業をやっていました。大体同じような答えなのではないかと思ったら、全く違うようなことを考えている生徒もいて、そういった意味で、道徳には正解がないわけですが、いろいろな考え方の子供がいるのだと、このように考える人もいるのだということを知る意味で、改めて道徳の授業の大切さを感じました。普通なら、8割の人はこう考えるけれども、2割の人は全く違う解釈したりすることがあるのです。ですから、もしやるのであれば、書かせるだけでなく、さらに発表して、お互いに多様な考え方があるということを知る、重要な授業だと感じました。以上です。</p>
岡田教育長	<p>ありがとうございます。それぞれいただいた御意見をしっかり次に生かしていきたいと思えます。</p> <p>それでは、次に審議に入りますが、その前に私から1つ御報告をさせていただきます。いじめ問題専門委員会からの答申を受けまして、再発防止策を検討しておりますが、1月20日に開催されました市会の常任委員会に学校や教育委員会がどのように対応していたのか、どうすれば適切な対応ができたかなどにつきまして、検討の途中ではありますが、少し中間報告をさせていただきます。これを受けまして、1月23日には代理人弁護士から市会常任委員会での私の発言の撤回を求める申入書を受け取りました。</p> <p>一連の経緯を踏まえまして、1月26日には常任委員会の発言について、教育長としてのコメントを報道各社に出ささせていただきました。どんなときも、繰り返しになっても、丁寧な説明をしていかなければならないと改めて反省しております。再発防止策をしっかりと作っていきますので、委員の先生方にもしっかりと見ていただきたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
長島委員	<p>この件に関して、昨年12月にお子さんに対し、こちら側のほうから謝罪を申し入れるとおっしゃっていましたが、それについてその後の経過はどのようなになっているか、教えていただきたいと思います。</p>
伊東健康教育・人権教育担当部長	<p>12月にお子様からお手紙をいただきましたことを受けて、代理人を通して謝罪をしたいという旨を伝えておりました。具体的に謝罪については、今、代理人と調整をしているところでございます。</p>
長島委員	<p>子供が早く気持ちを切り替えて、通常的生活を営めるように、やはりきちんとスピード感を持って、そして大人としての対応をしていかなければいけないと思っています。そのところをきちんと踏まえ、大人が子供の環境を作るわけですから、その辺をしっかりと進めていただきたいと思います。</p>
岡田教育長	ほかに何かございますか。
今田委員	<p>最初に申入書があって、専門委員会を作る前提となった申入書の中で、多少触れていたのかもしれないですし、それから今マスコミ報道でも150万円という金額が言われていますが、専門委員会の答申を見ると、この中には150万円という金額は、いろいろ調べたのでしょうけれども、出てきていません。その辺はどこかで</p>

確認しているのですか。

伊東健康教育・人権教育  
担当部長

このことについては、第三者委員会が調査の過程で警察のほうに照会しております。保護者からの訴えのあった150万円の被害ということについて、警察が把握している金額はどうかという問い合わせをいたしました。警察のほうでは被害事実の特定に至らなかったことから、被害届は受理していないという御回答をいただきました。第三者委員会は、こういった回答なども受けまして、金額の特定はしておりませんが、小学生が少なくとも万単位のおごる、おごられるということをする事自体が児童生徒上の非常な課題であって、児童生徒指導の対象と考えるべきだと、教育的な支援を行うことが必要であったとしておりまして、積極的な支援ができていなかったことに対して、厳しい御指摘をいただきました。

岡田教育長

そこは再発防止でしっかり作っていきたいと思っています。

今田委員

金額の確定は、どういう……

伊東健康教育・人権教育  
担当部長

被害事実の特定に至らなかったということです。

今田委員

分かりました。

岡田教育長

ほかには何か、よろしいですか。

宮内委員

このいじめの問題というのは、誰かが加害者、誰かが被害者というように、単純に善悪二元論で議論するような問題ではないと思います。また子供の社会を大人がどうだこうだと言うときのリスクはすごくあります。私が専門委員会の報告書を読む限り、そこを非常に斟酌した、つまり疑わしきは罰せずという原則も踏まえながら書かれている報告書だと私は思っております。

文句を言っているわけではないのですが、子供のいじめや子供のけんかを法律にどう書いてあるかということのリファレンスしながら議論することは非常に危険です。例えば、いじめの定義は、「一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じている」ことそのものがいじめだということになったら、非常にいじめの定義の範囲というのは大きくなります。恐喝であるとか、暴力的行為があったら、当然いじめなのですが、苦痛を感じさせた行為をどこまでやった人が認めて、やられた人が主張しているか。また逆の場合もありますし、そういう認定は非常に難しいです。調査そのものが難しいのです。

大事なことは、誰がいじめたのか、誰がいじめられたのか云々ということを生懸命調べるのではなくて、おごるとかおごらないとかという行為がクラスの中で見られたり、そういうことを側聞したときに、「そういうことはやってはいけないんだよ」という教育的指導です。先ほどおっしゃったようなことをタイミング良くやることを僕らはもっと考えなければいけないのであって、誰がいじめた、誰がどんな被害だ、どうだこうだと、そのことを一生懸命皆さんは調べていますが、私は無理だと思います。

私は、この報告書を作るに当たっては、こういうことは起きるものだと、いじめなどというのは人間の本性なのだと、どこでもあることだが、そういうことが

少しでも起きないようにするにはどのような指導をしていけば良いのかというところに焦点を当てて議論していただきたいと思っております。

岡田教育長

ありがとうございます。

長島委員

今、宮内先生がおっしゃったように、私たちが子供を地域で育てていく上で、どこかで何かがあったときに、必ずそういうことが起きないようにどうしたらいいか、例えば学校運営協議会であるとか、学校支援活動であるとか、PTA活動であるとか、様々なところで子供たちに関わって、そういう環境にならないようにしようという環境作りを積極的に推進するのが大人の役割だと思います。犯人探しをするのではなく、そのようにならないように、また万が一起きてしまったらどのように指導していくかというのが学校なのだということを、地域の中で、PTA活動であったり、いろいろなことを通じて感じてきました。ですから、やはりその環境というのは大人が作るものであって、大人が意識を高く持つことが大事だといろいろな意味でつくづく感じているところです。

岡田教育長

ありがとうございます。

西川委員

今、長島委員からありましたように、成長するときの子供の時期には、様々なことがあります。そのときにどう対応するかというのが私たち大人、あるいは教員の使命だと思うのです。今回のことにつきましては、全部細かいところまでは把握していませんが、子供たちの中にどういう変化があったのかということも、いろいろな面で見えないところがあります。私はじかに子供に聞きたいぐらいの気持ちがあるのですが、いずれにしましても、今いろいろと専門委員会で報告されたことを基にして、どうしてこうなってしまったのかということについては委員会の中でも再発防止対策の検証委員会を開いているわけですから、是非その中で将来のある子供たちのために、徹底した再発防止策を作っていたら有り難いと思っております。

また、教育委員会は今まで、いろいろなないじめに対する書物を出しているのですよね。校長あてにいろいろな場面で出しています。これはすごいことだと思います。それを各学校でどうやって活用するかということも大事なことはないかと私は常日頃から思っております。是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

岡田教育長

では、しっかり再発防止策をまとめていきたいと思ひますので、また御意見をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、次に、議事日程に従ひまして、審議案件に移ります。

まず、会議の非公開について、お諮りいたします。教委第71号議案「横浜市立小学校における授業中の負傷事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について」は、訴訟等に関する案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、教委第71号議案は、非公開といたします。

議事日程に従ひまして、教委第70号議案「横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」、所管課から御説明いたします。

長谷川指導部長

指導部長の長谷川です。よろしくお願ひいたします。

教委第70号議案「横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」、御説明させていただきます。表紙を1枚おめくりいただきまして、裏面2ページの提案理由を御覧ください。

中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の導入に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正したいためでございます。

具体的な内容につきましては、指導主事室長より御説明いたします。

宮城指導主事室長

指導主事室長の宮城でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、議案の概要などにつきまして御説明いたします。第70号議案にクリップ留めしてあります教育委員会資料「『中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校』の導入に伴う横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」という資料を御覧いただければと思います。

まず、1の改正の概要ですが、平成28年3月に改正されました学校教育法施行規則第79条の9及び11の規定によりまして、中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校を導入いたします。中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校につきましては、以下、併設型小学校・中学校と申し上げます。

ただいま部長からも説明がありましたとおり、併設型小学校・中学校を導入することに伴いまして、横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正するものでございます。平成29年4月1日の施行を予定しております。

次に、2の改正の内容でございます。併設型小学校・中学校を導入する小学校及び中学校は表のとおりでございます。表の左側の列には中学校併設型小学校、右の列には小学校併設型中学校を記載しております。横浜市立池上小学校、横浜市立菅田小学校、横浜市立羽沢小学校の児童が進学する横浜市立菅田中学校、続きまして、横浜市立西前小学校の児童が進学する横浜市立西中学校、続きまして横浜市立中沢小学校の児童が進学する横浜市立旭中学校、続きまして横浜市立高田小学校、横浜市立高田東小学校の児童が進学する横浜市立高田中学校、以上の学校が小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すものとなります。

なお、中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の呼び方につきましては、視点の置き方によって呼び方が変わるものでございます。例といたしまして、横浜市立池上小学校、菅田小学校、羽沢小学校は、中学校併設型小学校となり、その3校の児童が進学する菅田中学校は小学校併設型中学校となります。

次に、併設型小学校・中学校の制度の概要でございます。制度につきまして、現在行っている小中一貫教育推進ブロックと義務教育学校を比較いたしまして、御説明させていただきます。資料裏面の参考のところ、併設型小学校・中学校に関する制度の概要を御覧ください。表の左端の列が、本市が取り組んでいる小中一貫教育推進ブロックになります。小学校と中学校が連携・協働して小中一貫教育を進めるために、現在市内に139のブロックが設置されております。右端の列が義務教育学校になっております。こちらは平成28年4月に設置いたしました霧が丘義務教育学校、平成29年4月に設置予定の西金沢義務教育学校が該当いたします。

今回導入いたします併設型小学校・中学校は、表の中では中央の列で、網かけをしている部分でございます。修業年限や教員が所有する免許、施設形態、設置基準、名称は、一般の小学校・中学校と同じでございます。組織・運営面では、小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整



えることが要件となっております。小学校と中学校に合同の学校運営協議会を設置するなどがその例として挙げられています。

また、義務教育学校と同様に、9年間の系統性などに配慮がなされている教育課程の編成や9年間の教育目標の設定を行います。加えて、特色ある教育課程につきましても、国に申請することなく、各学校において教育委員会の定めるところにより柔軟に編成できることが特長となっております。

それでは、お手数ですが、お手元の資料の表面にお戻りください。

まず、3の「併設型小学校・中学校」の導入について、(1)導入の目的でございます。小中一貫教育推進ブロックの地域特性や児童生徒の実態に即して、授業時数や教育内容などについて、学習指導要領の枠を柔軟にとらえて教育課程を編成し、学習、生活の両面で9年間一貫した教育活動を実現させます。また、その成果の発信を通して、全市の小中一貫教育を一層充実させることを目的としております。

続きまして、(2)導入の背景でございます。まず、ア、本市の小中一貫教育の現状から御説明いたします。平成21年度から、全ての中学校区を基本としたブロックで小中一貫教育を推進してきました。各ブロックでは、中学校の教員が小学校で授業を行うなどの授業交流、学校行事や部活動における児童生徒交流など、9年間を見通した教育活動を展開しております。

一方で、相互理解や連携は進んでいるものの、組織や体制などの確立が不十分で、ブロックの課題に適切に対応した小中一貫カリキュラムの編成やそれに基づいた実施、評価、改善がなされていないなどの課題も見られます。

次に、イ、国の現状でございます。中央教育審議会の答申でも、小学校・中学校の接続については、義務教育9年間を通じて、子供たちに必要な資質・能力を確実に育むことを目指し、同一中学校区内の小・中学校間の連携の取組の充実が求められるとされております。次期学習指導要領においても小中一貫教育を重視する方向で検討が進んでおります。

次に、具体的な規則の改正内容を資料の新旧対照表で御説明いたします。第70号議案にホッチキス留めしてございます資料5ページ、右肩に別紙と書いてあります新旧対照表を御覧ください。左が現行の規定、右が改正案でございます。アンダーラインが改正点になります。小学校における教育と中学校における教育を一貫して施す併設型小学校・中学校を導入する学校を定めるために、第5条、教育課程の編成及び届出の次に、第5条の2、中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の一貫教育を追加いたします。

また、裏面の資料6ページを御覧ください。併設型小学校・中学校の校長が教育課程を編成するに当たっては、あらかじめ協議するよう定めるために、第2項を追加いたします。また、第58条、準用については、南高等学校附属中学校などを指します併設型中学校についての規定となるため、今回の併設型小学校・中学校について除くために変更を行うものでございます。

それでは、お手数ですが、先ほどの教育委員会資料「『中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校』の導入に伴う横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」を再度御覧いただければと思います。資料の裏面の4、規則改正に伴う意見公募の実施についてです。本規則の改正につきまして、横浜市規則等に係る意見公募手続実施要領に基づきまして、平成28年12月29日から平成29年1月27日までの30日間、意見公募を実施いたしました。この間に御意見の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

岡田教育長	所管課から説明が終了いたしました。御質問等はございますか。
今田委員	一度聞いてもなかなか理解が難しかったのですが、市町村の規則でこういう格好で定めると、教育課程の特例でいちいち文部科学大臣の指定をもらわなくてもできると、そこが一番のメリットなのではないかと私は解釈したのですけれども、そうなのかどうか、ほかにもう少しこれのメリットを強く、分かりやすく言えるものがあれば、教えていただきたいと思います。
宮城指導主事室長	一番のメリットは、今、今田委員がおっしゃいました特色ある9年間を通した一貫カリキュラムが作られるということでございますが、そのほかに今回の併設型小学校・中学校の場合、施設・設備が離れていても、特色あるカリキュラムの編成や実施ができるというのが大きな点でございます。また、現在の小中学校それぞれの組織をそのまま生かすことで、この特色あるカリキュラムができるので、そのようなことが大きなメリットと考えております。
宮内委員	<p>制度論は、小中一貫教育を円滑・潤滑に進めるために整えたということによりよいと思います。というのは、今まで見てきた限り、小学校の常識と中学校の常識というのは全く違う世界です。でも、小学校の場合、1年生から6年生までいて、多分10年前の1年生から6年生の社会と、20年前、30年前と全く違って、もっと個々人の児童生徒間の能力差等々、個別対応しなければいけないことが増えてきたのではないかと思います。これは学力だけではなくて、児童生徒指導面でもそうではないかと思っております。</p> <p>中学の先生のほうが生徒指導に長けていると、けんか・いじめの問題も、単なる子供のけんか・いじめではなく、もう少し深刻な、辛辣なものが小学校においても出てくるのではないかと思います。そういうときに、機敏にプロが対応できるような体制を作るということで、良いのではないかと思います。</p> <p>でも、そのためにはどうするかというと、やはりマネジメント、きちんとしたトップがいて、コミュニケーションをきちんとやって、全てをテーブルの上に出してディスカッションできるような、そういう風土、精神論なのですが、それを醸成するために是非御尽力いただきたいと思っております。</p>
岡田教育長	ほかには。どうぞ。
西川委員	お尋ねしたいことがあるのですが、私は基本的にはとても賛成です。とても良いことだと思います。今、横浜市で相当年数をかけていますよね。ブロック制については、先ほど宮内委員のほうからも出ましたが、児童指導・生徒指導につながるような連絡、情報の交流ができていて、とても良いと受け取れています。さらに、これをやることによってどういうメリットがあるのかということがここに書いてあるのですが、現在問題になっているのが、今ブロックでやっているけれども、評価・改善されない部分があるということがうたわれています。具体的にはどういうことが考えられますか。
宮城指導主事室長	今までの取組の中では、やはり3校あれば3校の校長がそれぞれの学校のマネジメントをしておりますが、今回のこの仕組みはその体制をより明確にすることで、3校であればその3校の中のリーダー的な存在の校長を決めまして、その校長のリードのもとでブロックが1つの組織として学校経営もそうですし、ブロック経営も進められるというのが一番今までと違うところだと思います。こ

れまでの取組もそれぞれの学校で努力されております。

西川委員

今、ブロック制でとてもうまくいっているブロックもあるのですよね。3小学校と1中学校のところで学校運営協議会を1つにして、全体の9年間で成長をどう見るかというのを一生懸命やっている学校もあるので、良いところもたくさんあると思うのですが、それ以上の良さを発揮できるようにしてほしいと、まず1つ思います。

もう一点は、裏面に義務教育学校につきましては、小学校・中学校の両方の免許が必要だということがありますよね。でも、今回の場合はそれぞれが半独立しているわけですよね。中学校は中学校、小学校は小学校の免許があれば良いということなのですが、柔軟な教育課程にするときには、それで賄えるのかという心配があるのですけれども、いかがでしょうか。

宮城指導主事  
室長

まず、全教職員を、3校あれば3校の教職員に併任をかけまして、教育委員会から1校の職員ではなくて、全ての学校の教職員であるという兼務辞令を発令します。また、小学校・中学校、両方の免許を持っている教員が、小学校から中学校、中学校から小学校へ異動することも考えられます。ブロック内の異動というのも今回新しく人事異動の中で、教育委員会事務局としては考えております。

西川委員

期待しております。

宮内委員

せっかく小中一貫にするのですから、是非専科の先生を増やし、専科の先生に教えてもらう機会を小学校で増やしていただきたいと思います。数学が得意な先生に、数学が好きな先生に算数を教えてもらったほうが子供は算数を面白いと思うでしょうし、国語が好きな先生に国語を教えてもらったほうが良いのです。だから、小学校の先生の良い面と、中学校の専任の先生の良い面があるわけですが、是非意図的に、実験的にやっていって、それで成果がどの程度出るかということの研究して、また別のところでそれを応用したらどうかと思っております。

長島委員

昨日、ある小学校に新任栄養教諭の授業研の講師に伺ったのですが、新任栄養士と担任が一生懸命授業を組み立ててやっている中で、学年であったり、学校全体が2人をサポートしようという雰囲気がとても良かったです。それは小学校なのですが、今、全校配置ではない栄養職員が、今後こういう取組を進めていくに当たって、未配置校であったり、時短の栄養士だったりということにも、例えば常設で配置されている栄養士さんがなかなか中学に食育の話をしに行きにくい、働きかけているけれども、なかなかできないということにも、こういうことから積極的に始めることもできるでしょうし、それがハマ弁であるとか、そういうところにもつながっていく機会になるのではないかと思いますので、教科だけではなく、いろいろな意味で、多角的にマネジメントできるように、校長先生であるとか、環境を作れるように、積極的に支援をしてあげてほしいと思います。

長谷川指導部  
長

今おっしゃったように、教科だけではなくて、9年間という子供の成長スパンもかなりあるので、そういう成長のスパンをしっかり見極めた中で、先ほど御指摘のあった専科教員とか、あるいは今言われたように、教科等だけではなくて、食育とか、そういうところも9年間の幅を持たせた中でしっかり取り組んでいく

ようにしていきたいと考えています。

岡田教育長

よろしいでしょうか。

間野委員

横浜が長年進めてきた小中一貫教育推進といったものを、ある意味で文部科学省が評価して、それを全国に広めるような仕組みとして規則改正をしたのではないかと、自画自賛ですが、そのように思っています。そうすると、この次、この先はどんな展開を考えるのかといったときに、表にある組織運営の中で3つほど例が書かれていますが、これに限らず、市費移管というところをうまく活用して、やはり柔軟な人事制度、例えば2小1中だと、3人の校長がいて、そのうちのどなたかを多分統括校長というか、ここで言うと総合調整を行う校長を任命するようになると思うのですけれども、3校長を置くということだけではなくて、違う仕組みもやったら、もっとさらにこれが加速するのではないかということがあれば、どんどん先取りして、人事も含めてやると、より効果的なのではないかと感じました。

それと、日本全国の課題でいうと、横浜は弱点なのですが、これによって9年間のカリキュラムができて、中1ギャップの問題というものも解消されていくと思うのですけれども、やはり小1プロブレム、幼保小の連携というものも、つまり9年ではなくて、本当はもっと11年、12年というように考えたほうがより良い教育ができるわけです。横浜は今までそこは、ほとんどが私立幼稚園で連携が難しく、学区も入り乱れているという現実があるのですが、是非そのあたりで何か策がないか検討していただきたいと思います。

以上です。

岡田教育長

ありがとうございました。ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、ほかには御意見等がなければ、教委第70号議案につきましては、原案のとおり承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。

以上で公開案件の審議が終了いたしました。そのほか、事務局から何か報告事項がありましたらお願いいたします。

古橋総務課長

事務局から御報告いたします。

1月26日に1団体から、1月27日に個人の方1名から、1月30日に1団体から、1月31日に個人の方1名から、いじめ重大事態に関する要望書等が提出されました。また、1月30日に2団体から、1月31日に1団体から、日の丸・君が代等に関する要望書等が提出されました。これらの要望書等につきましては、事務局で対応を調整の上、教育委員会で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思います。委員の皆様は、内容の御確認をよろしくお願いいたします。

次回の教育委員会臨時会は、2月17日金曜日の午前10時から開催する予定です。

以上でございます。

岡田教育長

それでは、次回の教育委員会臨時会は2月17日金曜日の午前10時から開会する予定です。別途、通知いたしますので御確認をお願いいたします。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方・記者の方は御退席をお願いいたします。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<非公開案件審議>

教委第71号議案「横浜市立小学校における授業中の負傷事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について」  
(原案のとおり承認)

岡田教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午後3時13分]